

計画作成年度	令和5年度
計画主体	東海市

東海市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 東海市環境経済部農務課
所在地 愛知県東海市中央町1-1
電話番号 052-603-2211
FAX番号 052-603-6910
メールアドレス noumu@city.tokai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【鳥類】 カラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ムクドリ、カワラバト 【獣類】 ハクビシン、ヌートリア、アライグマ、タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	愛知県東海市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	果樹	80a 560 千円
	野菜	4a 40 千円
ムクドリ	野菜	50a 500 千円
モグラ	野菜	5a 50 千円
ハクビシン	果樹	22a 2,200 千円
ヌートリア	稲	98a 1,000 千円
	野菜	5a 60 千円
	いも類	3a 40 千円
合計	—	267 a 4,450 千円

※1) 被害数値については、あいち知多農業協同組合、農家からの聞き取りを基に作成

※2) カワラバト、アライグマ、タヌキは令和4年度の被害報告なし。

(2) 被害の傾向

【鳥類】 ・カラス 市内全域で果樹や野菜、ビニールハウス等の施設への被害が発生している。また、市街地においては、糞害等が確認されている。被害状況は減少傾向である。 ・ムクドリ 市内全域で野菜への被害が発生している。被害状況は横ばいである。
--

<p>・カワラバト 現在は農作物の被害報告はないが、生息が確認されており、今後、農作物被害が予想される。</p> <p>【獣類】</p> <p>・ハクビシン 市内全域に生息しているとみられ、市内全域で果樹への被害が発生している。被害状況は増加傾向である。</p> <p>・ヌートリア 伊勢湾に面する新田地域を中心に稲や野菜などへの被害が発生している。被害状況は横ばいである。</p> <p>・アライグマ、タヌキ 現在は農作物の被害報告はないが、生息が確認されており、今後、農作物被害が予想される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
農業被害	267a 4,450 千円	214a 3,560 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・カラス 業者に委託し、市内1ヶ所にカラス用大型捕獲檻を設置した。</p> <p>・ムクドリ 果樹振興会が行う、防鳥網の設置事業に補助金を交付した。</p> <p>・ハクビシン、ヌートリア 捕獲檻を貸出し、駆除した農業者へは謝礼金を交付した。</p>	<p>・カラス カラス用大型捕獲檻を設置することでカラスが寄ってくるため、近隣農地への影響が懸念される。</p> <p>・ハクビシン 生息数が増え続けており、農作物（果樹）への被害が拡大している。</p> <p>・ヌートリア 捕獲実績は横ばいであるが、生息数は増え続けていると思われる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>個々の農家が必要に応じて、テグスやネット柵により取り組んでいる。</p>	<p>地域ぐるみで被害防止対策に取り組む必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>職員がわな猟免許を取得し、知識の習得に努めている。</p>	<p>農家への周知と職員の知識の向上。</p>

(5) 今後の取組方針

【鳥類】

・カラス

カラス用大型捕獲檻の管理委託を継続する。必要に応じて、カラス用大型捕獲檻を増設または移設し、効率的な捕獲を行う。

・ムクドリ

あいち知多農業協同組合と連携し、防鳥網設置事業の周知・活用を図り、被害を防止する。

【獣類】

・ハクビシン、ヌートリア

捕獲檻による捕獲を推進する。

電気止め刺しを導入しており、処理しやすい環境であることを周知する。

駆除協力者への謝礼の交付を継続し、駆除しやすい環境を整える。

駆除に加え、防除にも力をいれるため、農家個々に任せている侵入防止柵の設置等をエリア単位で取り組むよう検討する。

【鳥類・獣類共通】

他地域で取り組まれている効果的な防除方法を取り入れる。

有害鳥獣の実態や被害を把握するため、アンケート調査、聞き取り、現場確認などを行う。

被害防止に関する理解を深めるため、関係機関等が作成する被害防止マニュアル、PRパンフレットなどを活用しながら、情報提供を推進する。

東海市担当職員については、狩猟免許（わな猟）を取得する等、知識の習得に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【鳥類】

・カラス

業者に捕獲を委託し、市が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可する。

【獣類】

・ハクビシン、ヌートリア

東海市鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づく、有害鳥獣捕獲の許可申請に応じて、随時、有害鳥獣捕獲講習会を実施し、市が捕獲許可要件を審査し、捕獲を許可すると共に捕獲檻の貸出を行う。

・アライグマ、タヌキ

生息が確認できる地域では、東海市鳥獣捕獲許可事務取扱要領に基づく、捕獲に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6	カラス	他地域で取り組まれている効果的な事例を研究し、より効率的な捕獲策を検討する。
	ハクビシン ヌートリア	鳥獣捕獲許可制度の周知を図り、捕獲を推進する。
R 7	同上	同上
R 8	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>・カラス 捕獲実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やし、臨機応変に対応する。</p> <p>・ハクビシン、ヌートリア 捕獲実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、捕獲数を増やし、臨機応変に対応する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	200	200	200
ハクビシン	20	20	20
ヌートリア	10	10	10

捕獲等の取組内容
<p>・カラス 市内1ヶ所にカラス用大型捕獲檻を設置し、年間を通して捕獲を図る。</p> <p>・ハクビシン、ヌートリア 随時、捕獲檻の貸出しを行い、捕獲を図る。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東海市	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ	被害状況に応じて、各農家へ電気柵を設置するよう助言する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヌートリア ハクビシン アライグマ	農業者、捕獲従事者を対象とする鳥獣対策研修会の開催 捕獲安全講習会、現地指導の実施		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	カラス ムクドリ カワラバト ハクビシン ヌートリア アライグマ タヌキ	農家等を対象に、被害防止研修会等の実施 農産物の適正な処理などの農地を餌場としない対策や、ねぐらを作らない環境整備について情報提供を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県東海警察署	住民への危害防止・安全確保対策
東海市環境経済部農務課	警察等関係機関との連絡・調整
一般社団法人愛知県猟友会 知多支部知多西部猟友会	対象鳥獣の緊急捕獲等

(2) 緊急時の連絡体制

市民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（農務課農業振興担当者）を明らかにしておく。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設において、原則「焼却処分」とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品として利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないため、該当はない。
----	-------------------------------------

(2) 処理加工施設の実施体制

食品	(1)の理由により、該当はない。
----	------------------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

食品	(1)の理由により、該当はない。
----	------------------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東海市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
東海市環境経済部農務課	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。事務局を担当し、連絡調整を行う。
あいち知多農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
一般社団法人愛知県猟友会 知多支部知多西部猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
愛知県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
愛知県知多農林水産事務所 (農業改良普及課、農政課)	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県農業共済組合半田支所	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
愛知県知多県民事務所 (環境保全課)	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
東海市生産実行組合長会	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
東海市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。
東海市土地改良区工区等の代表者	有害鳥獣関連情報の提供、連携を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度(2012年度)に結成。(農務課職員5名で構成。生息・被害調査、技術指導、広報・啓発活動を行う。)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域全体での防除の意識啓発のため、地域が主体となって被害防止策を講じるよう、関係機関等が作成する被害防止対策マニュアル、PRパンフレット等を活用しながら、情報提供を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし。